

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	株式会社アエリア
【英訳名】	Aeria Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小 林 祐 介
【最高財務責任者の役職氏名】	管 理 本 部 長 上 野 哲 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂三丁目7番13号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長小林祐介及び管理本部長上野哲郎は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を選定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社8社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、その他の連結子会社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループはコンテンツ（ゲーム開発と販売）、アセットマネジメント（不動産開発と販売）とITサービス（データセンターと決済代行）といった特定の領域に特化しないビジネスを展開していますが、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、事業規模を測る定量的な指標として売上高が適切であると判断し、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額の高い拠点から合算し、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を選定し、売上高の質的影響と在庫の金額的及び質的影響も考慮し、総合的に判断して6拠点を「重要な事業拠点」として決定いたしました。

選定した重要な事業拠点においては、重要な事業拠点ごとの特性を考慮の上、当社グループの収益獲得活動において金額的な重要性が認められる勘定科目を評価の対象としております。コンテンツは売上高、売上原価、売掛金と棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象とし、アセットマネジメントは売上高、売上原価と棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象とし、ITサービスは売上高、売上原価と決済事業預り金を評価対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、主に税効果プロセス、税金プロセス、投資有価証券評価プロセスや貸倒引当金プロセスなどを評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。